

義務教育段階を中心とする特別支援教育の推進体制の充実について

－当面検討すべき主な課題－

○校内体制について

- ・ 校長のリーダーシップ
- ・ 校内委員会の質の向上
- ・ 特別支援教育コーディネーターの機能強化

○指導の充実について

- ・ 個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用
- ・ 教員、特別支援教育支援員の充実
- ・ 特別支援学級、通級による指導

○専門性の向上について

- ・ 教員の専門性の向上
- ・ 外部人材の活用
- ・ 巡回相談

○その他

義務教育段階を中心とする特別支援教育の推進体制の充実に関する これまでの主な意見について

1. 校内体制について

- 特別支援教育はかなり進んだがまだ完成地点ではない。形や枠ができたところでありこれから実効性あるものにする必要がある。
- 小中学校では形の上での体制整備はほぼ完了。個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用など中身の充実が課題。コーディネーターや校内委員会も質を精査すべき時期。
- 特別支援教育推進の基盤として特別支援学校は必要であり、今後専門性を高めていくことが課題。
- 現在の制度や仕組みの中で通常学級の教員に特別支援教育で要求されていることをすべてやらせようとしても無理。通常学級では、教員の資質向上だけでなく外部のPT、ST、OT、心理士等の活用など教員を支えるシステム作りが必要。学校単位の専門性の担保、地域単位での支援体制を如何に整備するかを考えるべき。
- 教員はゆとりがなく特別なニーズのある子どもへの対応が困難。若手教員の育成とともに1学級の児童数も考えて欲しい。
- 特別支援教育コーディネーターを専任化すべき。
- 特別支援教育支援員は不交付団体にも工夫すべき。
- 特別支援教育のための教員の配置も考えるべき。
- 周囲の子どもや保護者、社会全体の理解不足が、地域の支援体制を進める上でのネック。
- 校内委員会やコーディネーターについて保護者の認知度が低い。

2. 指導の充実について

- LD、ADHD、高機能自閉症の子どもについて通常学級の支援方策が課題。
- 障害のある子どもは、必要に応じて個別又は少人数での特別指導が必要。
- 学習指導要領の解説書に、特別支援教育の視点も入れつつ具体的な対応方法や展開例等を盛り込めば教員は取りかかりやすい。
- 学習指導要領の大きな課題は自立活動の部分。これを基に個別の指導計画を作成するが、通常学級の障害のある子どもに使用しようとしてもわかりにくくて使えない。内容を見直すべき。
- 自立活動を主とする教育課程の子どもの授業づくりについて、経験ある教員を育成すべき。教員の異動システムや年数的なものから保護者は不安。
- 子どもの能力に応じた適切な指導方針の立て方について現場では不十分。体

制整備の中で教員がどのような知識、能力、技能が必要かを考えることが重要。

- 交流及び共同学習をどのようにするか検討すべき。
- 学校の専門性について、認知の特性に沿った教育をもう一度見直すべき。またそのためには、例えば学習指導要領で発達障害の子どもの指導に関する事項を記載する等指導書の充実が課題。また、様々な学び方に対応した教科書の在り方について考える必要がある。発達障害の子どもも含めて自ら学べるような教科書であることが望ましい。
- すべての教科等の基盤となる特別支援教育という視点で考えれば、学習指導要領について、幼小中よりも特別支援学校が先行しても良い位の時代。教科等で特別支援教育の視点を含めた教科の専門性を打ち出すことも検討して良い。

3. 専門性の向上について

- 「専門性」という言葉の中身についても検討すべき。
- 特別支援学校における専門性と通常学校における専門性を分けて議論すべき。
- 障害種別の枠を超えた特別支援学校の設置という観点で統合化を行う際、障害種ごとの専門性を担保することが必要。
- 特別支援学校障害種別に対応した専門性は小中学校でも必要であり、専門性を担保できる仕組みをつくるべき。なし崩し的に一緒に学べる場があるということでは難しい。
- 教員養成時に特別支援教育や障害児教育に関するものを必須にすべき。
- 全校で特別支援教育に取り組む上で教員誰もが持つべき最低の資質、知識、技能に加え、特別支援教育に携わる教員として何が必要か踏まえる必要がある。
- 特別支援学校教諭免許状取得率向上のための仕組みや特別支援学級、特別支援教室という広がりを持つ中での免許状の在り方について検討する必要がある。
- 課題は教員養成、採用、異動に関する問題。通常学校との間で異動の多いところでは、専門性を本当に身に付けるにはかなり時間がかかる。研修の充実として国立特別支援教育総合研究所との連携も必要。
- 特別支援学校の教員の専門性は向上しているが、特別支援学級の教員の専門性はまだ不十分。専門的な研修の場が少ないことが心配。教員免許の部分でこの問題を取り込むべき。
- 特別支援学級は特別支援学校並みの専門性を持つ場と考えるが、教員の専門性や校内での特別支援学級についての理解等の問題もあり現実的にはなかなか厳しく今後の課題。
- 特別支援学級増加の中、若い教員は指導教官もおらず誰に聞けば良いか、誰をモデルにすべきかという現実的な厳しい状況にある。
- 現在の制度や仕組みの中で通常学級の教員に特別支援教育で要求されていることすべてやらせようとしても無理。通常学級では、教員の資質向上だけでなく外部のPT、ST、OT、心理士等の活用など教員を支えるシステム作りが必要。学校単位の専門性の担保、地域単位での支援体制を如何に整備するかを考えるべき。(再掲)

- 通級指導の教員の専門性の保証が必要。
- 通常学級の教員は、発達障害等の理解度や知識、経験が不足している場合が多い。多忙も問題。
- 特別支援教育の視点だけでは特別支援教育の推進は困難。学級経営力、授業力、特別支援教育、教員としての基本的資質の総合力が求められる。特に学級経営力が大事。研修もより具体的で実践的な内容にすべき。現場では対応力が求められる。
- 気になる生徒をピックアップし、教員と精神科医が交流しながらケーススタディする例があるが、教員の理解を高めるためには効果的。
- 教科教育は下手なカウンセリングよりずっと子どもの成長と進歩を支えるもの。スクールカウンセラーを雇うよりも特別支援教育の専門性のある教員を雇う方がよほど子ども達の心のケアになる。
- 小学校にもスクールカウンセラーを置くべき。
- 巡回指導は、子どもの変容を見取り教員との関係を構築するためにも年1、2回ではなく、月1回とするなど定期的に行うべき。

4. その他

- 特別支援教室構想について議論すべき。
- わかりにくい困難さを持つ子どもが多く、巡回相談で最初に上がってくる子どもは自閉症や学習障害の子どもではない。学習が遅れて先生が気付くのが実態。保護者の理解の問題もあり、特別支援学級や通級に結びつきにくいところもあり、移行の場としての特別支援教室は必要。
- 特別支援教室について、それがあろうという理由で障害のある子どもが直結する恐れがあるが、それは特別支援教育の考え方ではない。
- 定数上の扱いがクリアできるのであれば、すべての小中学校に特別支援教室を設置すれば様々な障害のある子どもへの対応が可能になるのではないか。
- 特別支援学校の分教室と特別支援学級との兼ね合いをどう考えるかが課題。
- 自閉症の子どもは増加傾向にあり、現場の指導上、学級経営上の大きな課題。
- 知的障害学級に発達障害の子どもが多く、教員の意見でも情緒障害学級の設置要望が高い。
- 最近の学級崩壊は特別支援教育の子どもが要因となるものもある。
- 学校の校内研究に特別支援教育の視点を入れることが大事。教科と特別支援教育の融合を取り入れることが課題。
- 学校そのもの、教育そのものが理念として特別支援教育を打ち立てていくということをきちんと伝えるべき。
- 特別支援教育の質、量を高めるためには、最終的には教職員の意識の高揚と保護者が支援者の一人であることが大事。PTA活動等様々な活動の中で掘り

下げるべき。学校教育、地域教育、家庭教育の3者があってこそ教育は成り立つものであり、親の教育に対する自覚は最重要課題。

- 通常の学校に障害のある子どもがどの程度入るか、又は当然いることを前提にして学校経営・学校教育を行うということは確認すべき。
- 放課後や夏休み等の居場所確保は大変重要。
- 島嶼地区など少人数地域での対処方法や支援の仕組みを国全体としてどのように考えるかを検討すべき。
- 特別支援学級について1人学級～3人学級等。小学校入学時から1人の教員が3年間1人の子どもを指導することが教育活動と言えるか、社会性が身につくか疑問。今後特別支援学級の運営方法が課題。
- 障害の極めて重い子どもにどう対応するかは大事な問題。訪問教育の実態や望ましい姿を考える必要がある。
- 医療的ケアが必要な子どもが増加。保護者は、子どもが授業中席を外さずに医療的ケアを受け、皆と一緒に教育を受けられる体制を望んでいる。

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議
今後の予定（案）

○第13回（5月20日（水）10:00～12:30）

- ・義務教育段階を中心とする特別支援教育推進体制の充実について①

○第14回（6月23日（火）10:00～12:30）

- ・義務教育段階を中心とする特別支援教育推進体制の充実について②
（主に特別支援学級及び通級による指導の現状と課題について）

○第15回（7月）

- ・教員の専門性向上方策について

○第16回（8月）

- ・高等学校WGからの報告について
- ・特別支援学校高等部の就労支援について

○第17回（9月）

- ・未定

○第18回（10月）

- ・未定

○第19回（11月）

- ・最終報告（たたき台）について

○第20回（12月）

- ・最終報告（案）について

○予備日（12月～1月）

特別支援教育に関する調査研究協力者会議高等学校WG協力者

- ☆岩井 雄一 全国特別支援学校校長会会長、東京都立青鳥特別支援学校校長
- ☆黒澤 一幸 埼玉県立行田特別支援学校校長
- 佐々木修一 岩手県教育委員会教育次長兼学校教育室長
- 笹森 洋樹 (独) 国立特別支援教育総合研究所総括研究員
- 佐藤 紘昭 弘前大学教育学部・教員養成学研究開発センター教授
- ☆滋野 哲秀 京都府立朱雀高等学校校長
- ☆瀧島 順一 全国特別支援学級設置学校長協会会長、練馬区立大泉中学校校長
- 竹林地 毅 広島県教育委員会指導第二課特別支援教育室長
- 中田 正敏 神奈川県立田奈高等学校校長
- 松村 裕美 一般社団法人日本臨床心理士会
- 箕輪 優子 横河電気(株)経営監査本部企業倫理・CSR部CSR推進グループ
- ◎☆宮崎 英憲 東洋大学教授
- 森田 修示 西日本短期大学附属高等学校校長
- ☆山岡 修 日本発達障害ネットワーク副代表、全国LD親の会理事

◎ 主査 ○ 副主査

☆ 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議協力者



平成21年4月27日

平成20年度特別支援教育体制整備等状況調査結果について

文部科学省では、国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を対象に標記調査を実施し、このたび、その結果を取りまとめて通知しましたので、公表します。

本調査は、平成15年度から「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への教育支援に関する体制整備の実施状況調査」として、公立小・中学校を対象に実施し、平成18年度に公立の幼稚園及び高等学校を新たに対象に加え、平成19年度には、国立及び私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を対象に加えました。平成20年度においては、特別支援教育体制整備状況調査と通級による指導実施状況調査（公立小学校・中学校及び中等教育学校の前期課程対象）を併せて、特別支援教育体制整備等状況調査として実施しました。

○特別支援教育体制整備状況調査

1. 調査日

平成20年10月（調査基準日：平成20年9月1日）

2. 調査対象

国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び中等教育学校を対象として実施。ただし、休校中の学校は除く（いずれも分校を含む）。
なお、中等教育学校の前期課程は中学校に、後期課程は高等学校に含めた。

3. 調査項目

- ①校内委員会の設置状況、開催回数
- ②実態把握の実施状況
- ③特別支援教育コーディネーターの指名、連絡調整等の実施状況
- ④個別の指導計画の作成状況
- ⑤個別の教育支援計画の作成状況
- ⑥巡回相談員の活用状況
- ⑦専門家チームの活用状況
- ⑧特別支援教育に関する教員研修の受講状況

※項目の詳細は、調査結果の（参考）「調査項目の概要」を参照のこと。

4. 結果の概要

- (1) 公立幼・小・中・高等学校については、比較できる全ての調査項目で平成19年度を上回っており、全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。（調査結果23～25ページ 3（3）③④⑤⑥参照）
- (2) 小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校は依然として体制整備に遅れが見られる。（調

査結果 27ページ 3(4)①参照)

公立小・中学校においては、「校内委員会の設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、「個別の指導計画の作成」、「個別の教育支援計画の作成」についても、大きな進捗が見られた。今後は、障害のある児童生徒一人一人に対する支援の質を一層充実させることが課題となっている。(調査結果 24ページ 3(3)④⑤参照)

また、公立高等学校においては、基礎的な支援体制の整備が進み、平成19年度に比べ、地域による差も小さくなりつつある。(調査結果 25ページ 3(3)⑥参照)

(3) 国公立別で比較すると、全体的に私立学校の体制整備に遅れが見られる。(調査結果 29～31ページ 3(5)参照)

「校内委員会の設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制も十分とは言えない。(調査結果 29ページ 3(5)①参照)

(4) 調査項目別の概要

①「校内委員会の設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」については、全体で80%強の学校で実施されている。小学校では99%、中学校においては95%の学校で実施されているが、幼稚園は「校内委員会の設置」が40%、「特別支援教育コーディネーターの指名」が46%、高等学校は各々70%強の実施となっている。(調査結果 27ページ 3(4)①参照)

また、「校内委員会の開催回数」は、3回以上が全体で50%を超えており、特別支援教育コーディネーターの専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整等実施率は81%となっており、それぞれが積極的に活動している様子がうかがえる。(調査結果 32ページ 3(6)(7)参照)

②「実態把握の実施」については、全体で90%の学校で実施されているが、高等学校での実施率は64%となっており、特に私立学校を中心として、適切な実態把握に課題を残した形となっている。(調査結果 5ページ 3(1)参照)

③全体として、「個別の指導計画の作成」は59%、「個別の教育支援計画の作成」は39%、「巡回相談員の活用」は64%、「専門家チームの活用」は41%の学校で実施されている。高等学校においては、「個別の指導計画の作成」が11%、「個別の教育支援計画の作成」が9%の実施となっており、各々伸びは見られるものの、他の学校種に比し未だ相対的に低い水準に留まっている。(調査結果 5ページ 3(1)参照)

④「教員研修の受講状況」については、全体で50%の教員が受講しており、うち管理職(校長、副校長、教頭)の受講率は66%となっている。(調査結果 34ページ 3(9)①②参照)

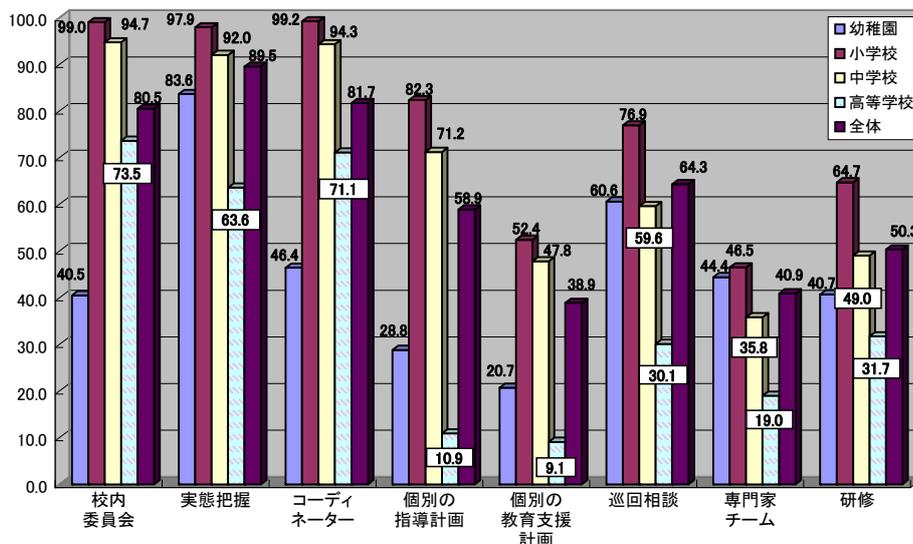
(5) 平成19年度に障害者施策推進本部(本部長:内閣総理大臣)が決定した「重点施策実施5か年計画」に示された数値目標(平成24年度までに小・中学校の「個別の教育支援計画の作成」が50%、公立幼稚園・高等学校の「校内委員会の設置」および「特別支援教育コーディネーターの指名」が各70%)については、本年度の調査結果としてすでに達成されたことが確認された。

(注) 前ページの調査項目のうち、④個別の指導計画の作成状況～⑦専門家チームの活用状況については、学校によっては該当者がおらず実施の必要がない場合などもあり、他の項目のように各校における最終目標が一律に100%とは限らないことに留意する必要がある。

5. 平成20年度特別支援教育体制整備状況調査結果主要グラフ

(1) 全体総括・幼小中高別

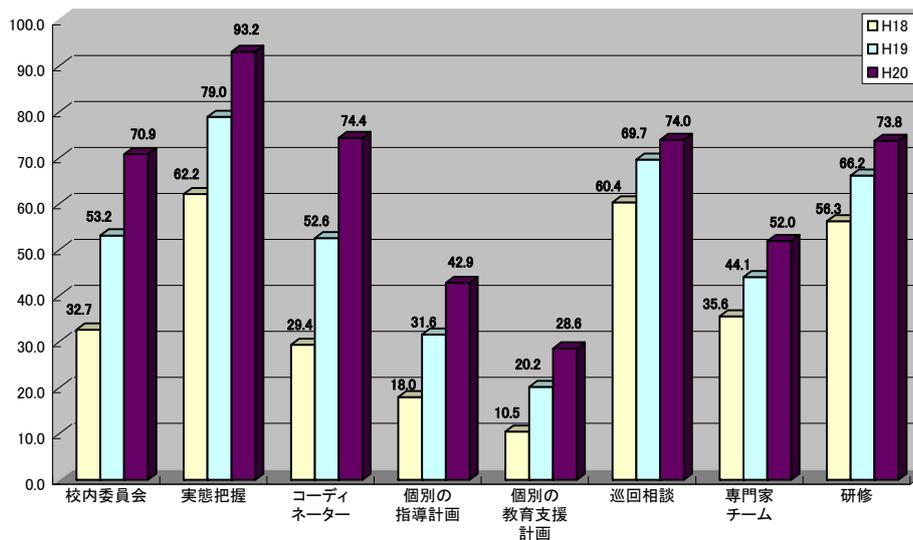
国公立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成20年度)



(2) 年度別推移

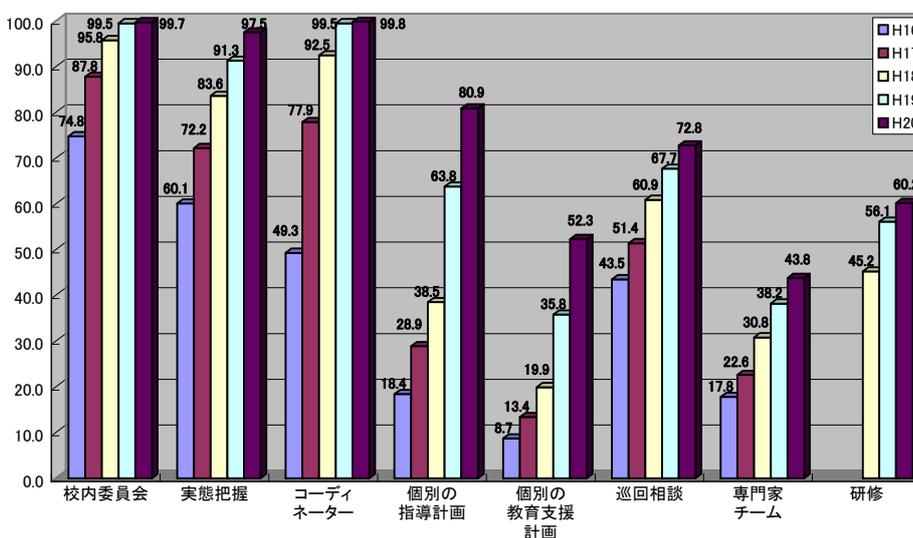
① 公立幼稚園(平成18～20年度)

公立幼稚園・項目別実施率－全国集計グラフ(平成18～20年度)



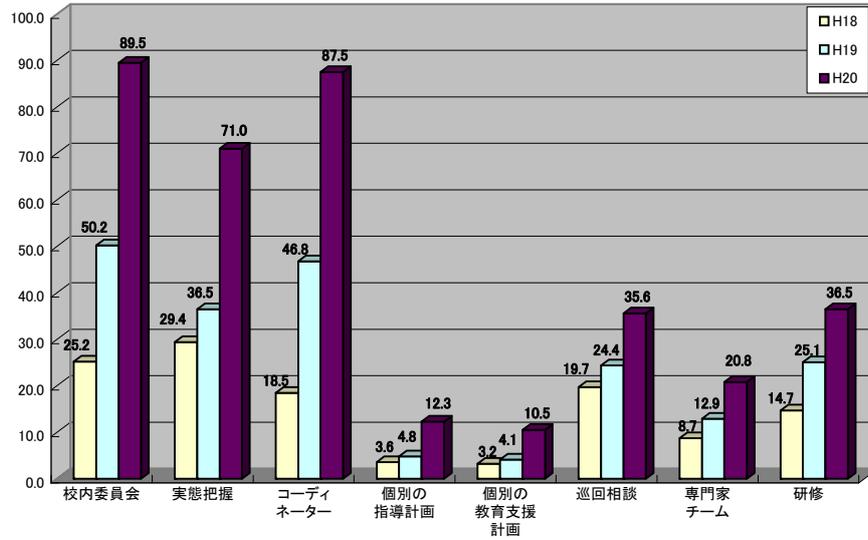
② 公立小・中学校(平成16～20年度)

公立小中計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成16～20年度)



③公立高等学校

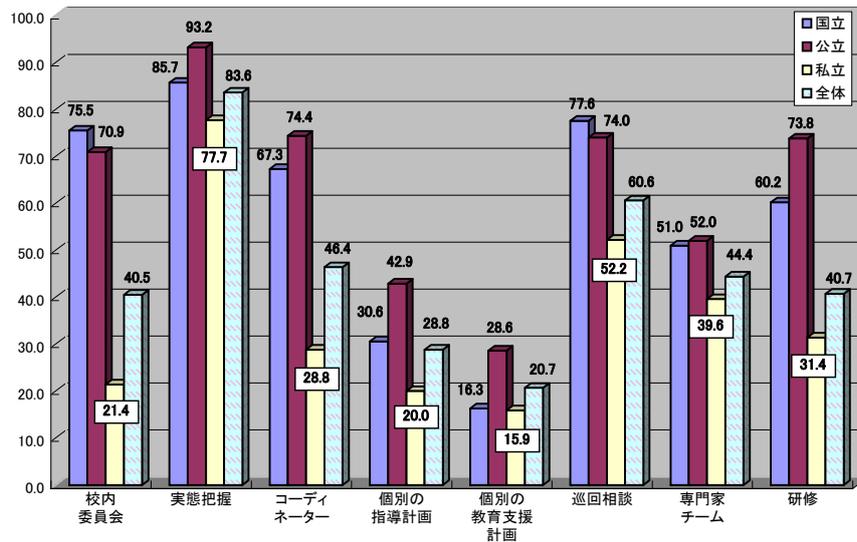
公立高等学校・項目別実施率－全国集計グラフ(平成18～20年度)



(3)国公立別

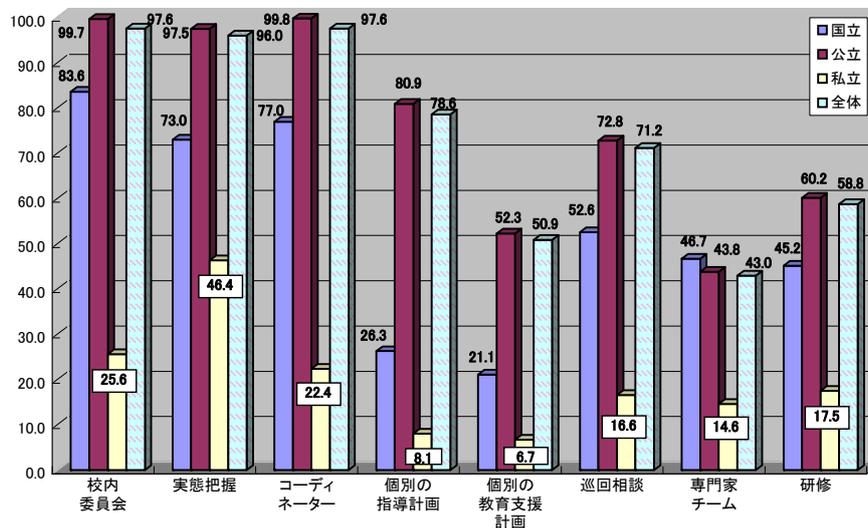
①幼稚園

国公立別・幼稚園・項目別実施率－全国集計グラフ(平成20年度)



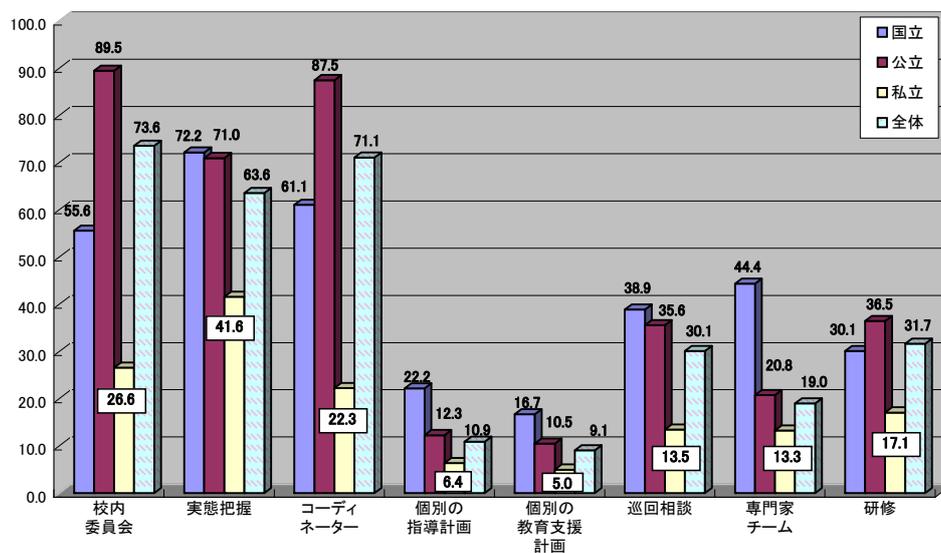
②小・中学校

国公立別・小中計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成20年度)



③高等学校

国公立別・高等学校・項目別実施率－全国集計グラフ(平成20年度)



6. 調査結果通知 (別添のとおり)

○ 通級による指導実施状況調査

1. 調査日

平成20年10月（調査基準日：平成20年5月1日）

2. 調査対象

公立の小学校・中学校及び中等教育学校の前期課程を対象として実施。

3. 調査項目

- ①通級による指導を受けている児童生徒数
- ②指導時間別児童生徒数
- ③通級形態別児童生徒数
- ④担当教員数
- ⑤設置学校数及び教室数
- ⑥教室数・教員数

4. 結果の概要

(1) 通級による指導を受けている児童生徒数（調査結果 36ページ参照）

全体として増加の傾向が続いており、平成20年度は過去最大の増加幅を示した。
（平成20年度：小学校3,878名増、中学校567名増、平成19年度：小学校3,314名増、
中学校478名増）

(2) 指導時間別児童生徒数（調査結果 37ページ参照）

①全体では週1単位時間が47%、週2単位時間が36%であり、この2つが全体の83%を占めている。

②小学校は、週1～2単位時間が全体の85%を占めるが、中学校の場合は週1～2単位時間が全体の53%で、幅広く分布している。

(3) 通級形態別児童生徒数（調査結果 38ページ参照）

①通級形態別に比較すると、自校通級が38%、他校通級が59%、巡回指導が3%になっている。

②障害種別により、自校通級と他校通級の児童生徒の割合は異なっており、学習障害（LD）及び肢体不自由の児童生徒では他の障害種別とは異なり、自校通級の方が多くなっている。

(4) 担当教員数（調査結果 39ページ参照）

①過去3年間で担当教員数は約20%（平成18年度3,424名、19年度3,813名、20年度4,085名）増加している。

②担当教員一人当たりの担当児童生徒数は平均すると12名程度である。

③複数障害種別を担当している教員は、全体の45%で、平成19年度とほぼ同程度である。

(5) 設置学校数及び教室数（調査結果 40ページ参照）

過去3年間で設置学校数は約20%（平成18年度1,871校、19年度2,033校、20年度2,263校）、教室数は約30%（平成18年度2,861教室、19年度3,202教室、20年度

3,663教室)増加している。

(6) 障害種別児童生徒数 (調査結果 42ページ参照)

①障害種別に見ると、言語障害が60%、自閉症が14%、情緒障害が7%、学習障害が7%、注意欠陥多動性障害 (ADHD) が7%で、残りはその他となっており、平成19年度とほぼ同程度である。

②通級による指導を受けている児童生徒が増加している。平成19年度に比べ、自閉症は1,500名程度、学習障害は1,200名程度、注意欠陥多動性障害は800名程度、情緒障害は400名程度の増加となっている。

5. 通級による指導を受けている児童生徒数

(単位:名)

	計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱
小学校	46,956	29,635	6,301	3,009	137	1,616	3,149	3,087	13	9
中学校	2,729	225	746	580	16	299	533	319	1	10
合計	49,685	29,860	7,047	3,589	153	1,915	3,682	3,406	14	19

6. 調査結果通知 (別添のとおり)

(お問い合わせ)

初等中等教育局特別支援教育課

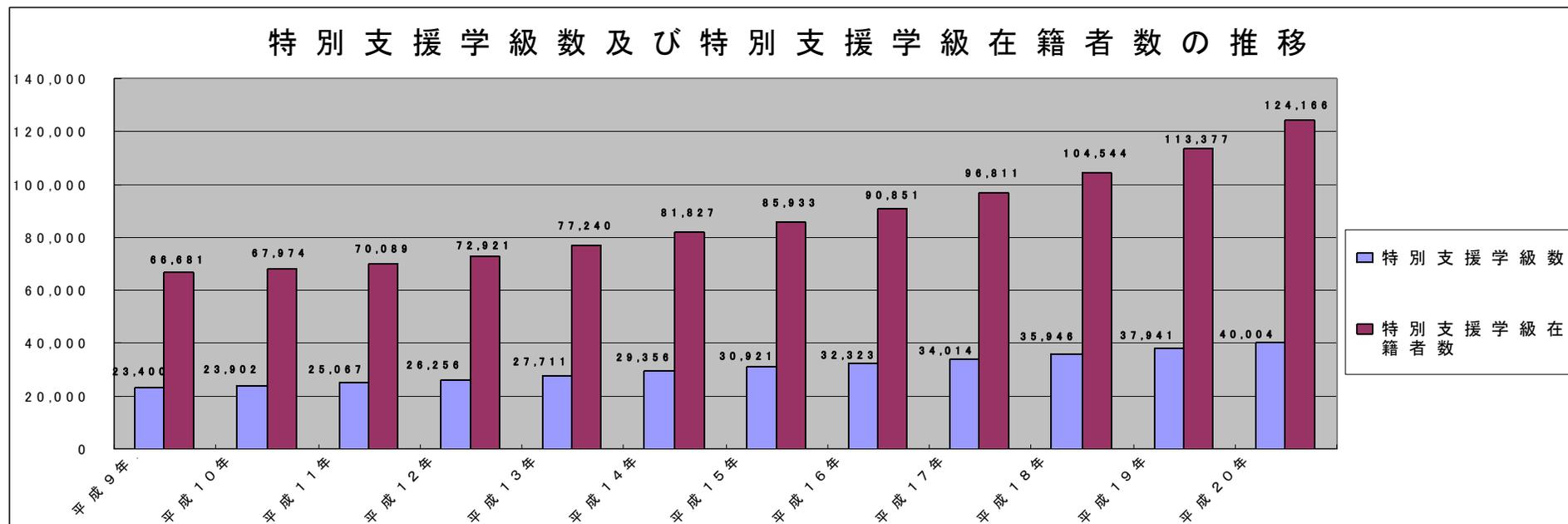
課長: 斎藤 尚樹 (内線: 2426)

企画官: 新谷 喜之 (内線: 2423)

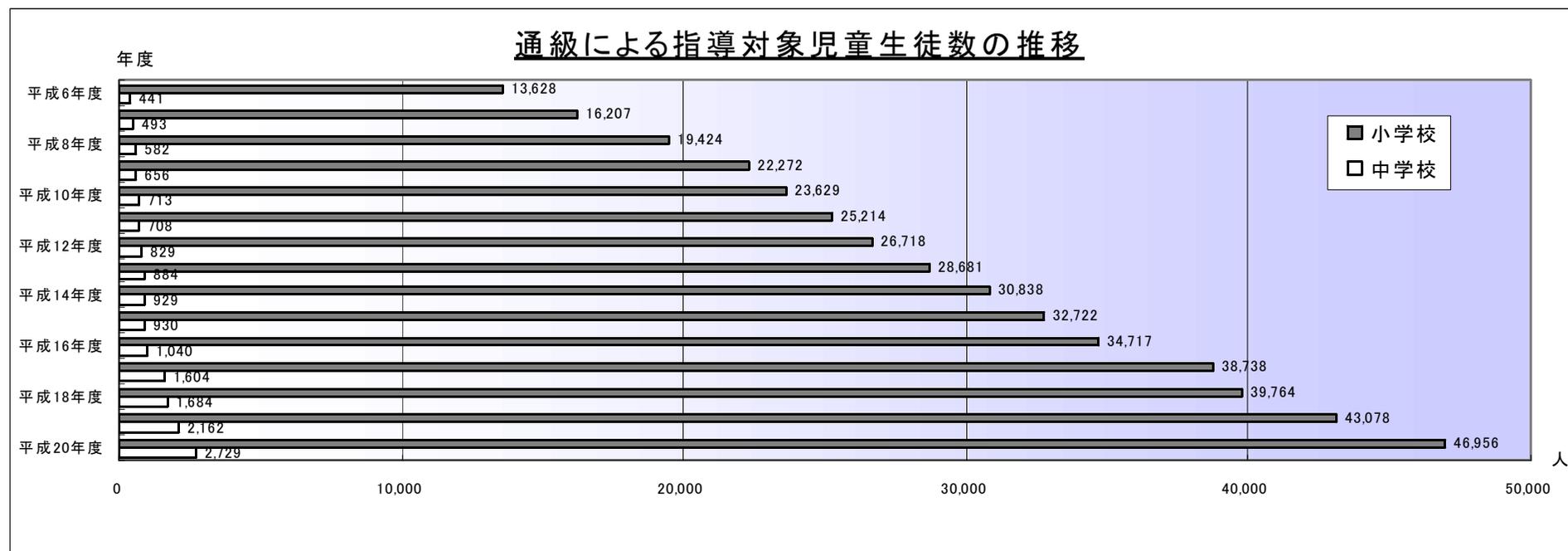
電話: 03-6734-3192 (直通)

03-5253-4111 (代表)

1. 特別支援学級に在籍する幼児児童生徒数の推移



2. 通級による指導対象児童生徒数の推移



特別支援教育コーディネーターの役割と事例

1. 特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け

(1) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っています。具体的には次のような活動が考えられます。

〈校内における役割〉

- 校内委員会のための情報の収集・準備
- 担任への支援
- 校内研修の企画・運営

〈外部の関係機関との連絡調整などの役割〉

- 関係機関の情報収集・整理
- 専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整
- 専門家チーム、巡回相談員との連携

〈保護者に対する相談窓口〉

(2) 指名に当たっての配慮事項

コーディネーターには、学校全体、そして地域の特別支援学校や関係機関にも目を配ることができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量をもった人材を選ぶようにすることが望ましいといえます。各学校の実情に応じて、教頭、教務主任、生徒指導主事等を指名する場合や養護教諭、教育相談担当者を指名する場合、特別支援学級や通級指導教室の担当教員を指名する場合など様々な場合が考えられます。

国立特別支援教育総合研究所や各教育委員会等のコーディネーター養成研修に積極的に参加させ、校内でも計画的に準備を始めることが大切です。

(3) 校務分掌での位置付け

特別支援教育コーディネーターの校務分掌上の位置付けは、各学校においてコーディネーターが担う役割や校務分掌組織のつくり方によって異なってくることが予想されます。校内委員会の役割の一つとして位置付ける場合のほか、既存の生活指導部や教育相談部等の組織に位置付ける場合等、各学校の実情によりさまざまに考えられます。各学校の校長の判断で、最も実情に即した位置付けをしていくことが求められます。

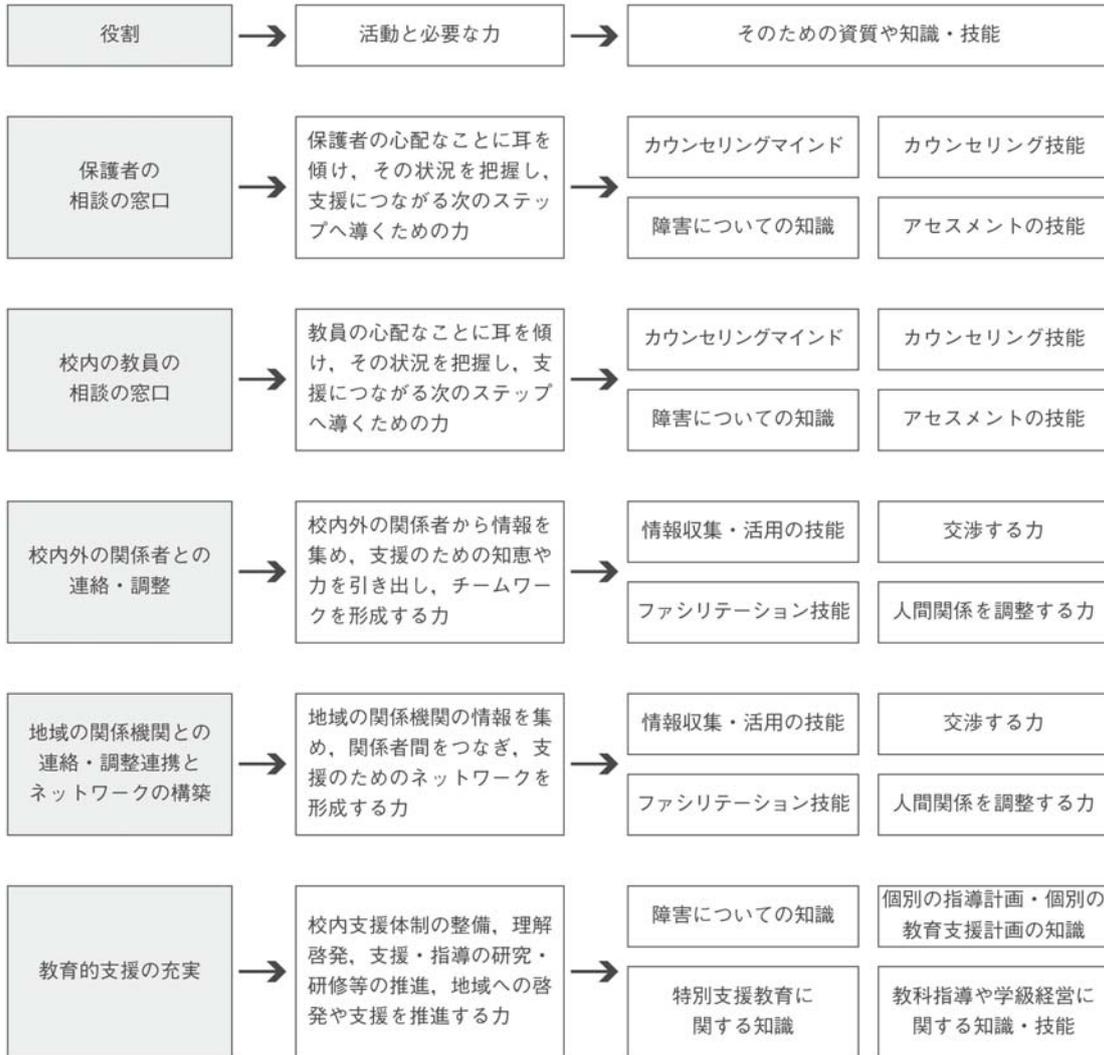
なお、例えば、平成15年5月の文部科学省初等中等教育局長通知「不登校への対応の在り方」により、各学校には不登校対応のコーディネーター的な役割を担う者を位置付けることが求められていますが、特別支援教育コーディネーターと不登校対応のコーディネーターについては、それぞれの役割が重なり合う場合も考えられることから、相互に連携を図ることが大切です。また、学校の実態等に応じ、双方の役割を担うコーディネーターの指名も考えられるでしょう。

文部科学省「小・中学校におけるLD, ADHD, 高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」(平成16年1月)より抜粋

2. 特別支援教育コーディネーターの活動、資質、技能について

特別支援教育コーディネーターは、保護者の相談の窓口となったり、校内外の関係者の間を連絡調整したりして、児童生徒への支援を推進する役割を持っている。

特別支援教育に関わる諸活動の中で、様々な機能を果たすることが期待される。そのために資質や技能には次のようなものがあると考えられる。



これらの知識や技能は、一人の教員が、はじめから備えているものではない。経験や研修を積み上げる中で、少しずつ広げたり、深めたりしていくものと考えられる。また、それらの技能や資質を持っている他の教員と連携・協働し、チームアプローチで取り組むことも必要である。

特別支援教育総合研究所「特別支援教育コーディネーターに関する実際研究」報告書
(平成18年3月)より抜粋

3. 各自治体の工夫

(1) 特別支援教育コーディネーターの指名

- ① 1校に複数のコーディネーターを指名
 - ・可能な範囲での複数指名を要請。
 - ・特別支援学校において、地域支援を行う地域コーディネーターと校内の連絡調整を行う校内コーディネーターとを指名。

(2) 養成研修・資質向上

- ① レベルや経験、専門性、目的等に応じた研修内容の違い
 - ・基礎コースとレベルアップコースなど
 - ・小・中学校、幼稚園、高等学校、特別支援学校などの学校種別の研修
 - ・少人数の研修派遣
- ② 地域でリーダーシップを発揮するコーディネーターの養成
- ③ コーディネーター同士が情報交換する場を設定
 - ・地域のコーディネーターが自主的に連絡会を発足。
 - ・市町村教育委員会が連絡会を開催する。
 - ・都道府県教育委員会が地区ごとなどに開催する。
 - ・研修会等で情報交換の時間を設ける。
 - ・巡回相談員、専門家チーム、スクールソーシャルワーカーなどと情報交換会。
 - ・特別支援学校に地域のコーディネーターを集めて研修会を実施。
- ④ 不登校対応コーディネーターとの連携
 - ・不登校等と特別支援教育の両方に対応する教育相談コーディネーターを養成。

(3) 特別支援教育コーディネーターが活動しやすくなる工夫

- ① 管理職を対象に「特別支援教育・学校サポート」研修会を実施。
- ② 養成研修修了コーディネーターを学校に複数確保。
- ③ 要請に応じて学校訪問して支援する専門家を配置

(平成20年度「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業報告書」より)

4. 多くの都道府県で課題となっていたこと

- ・学校により特別支援教育コーディネーターの経験や資質・専門性などの格差が大きい。
- ・特に学級担任等と兼務の場合、多忙のため十分にその役割を果たせないことがある。

(平成20年度「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業報告書」より)

5. 具体例（石川県小松島市立安宅小学校の場合）

（1）校内組織

●校内委員会のもとに具体的な支援策を検討するケース会議を組織

全体計画・研修計画等の企画など、全体的な方針については校内委員会において検討する。ケース会議には、実際に児童の指導にかかわる教員が参加し、具体的な支援策を検討する。

特別支援教育コーディネーター（特別支援学級担任2名）は校内委員会及びケース会議の企画・運営・進行を行う。

（2）年間の取組概要

月	内容
4	年間計画立案、昨年度の支援の引継ぎ・課題確認、PTA総会で全保護者への説明。
5	全担任が1名以上について県教委作成の「気づき票」をつける。長所も記入。
6	「気づき票」の集約・一覧表作成。
7	校内委員会Bによる支援策検討会（巡回相談員要請）。緊急性が高く短期間で達成可能な課題から。支援の内容と形態※1の検討。
8	支援計画の見直し、校内研修会（夏季休業中以外にも2回）
9	支援計画を全職員で共通理解
10	支援の経過の確認
11	支援の成果のまとめ（～12月）
1	まとめと反省（～2月）
3	個人ファイル※2集約。情報の引継。

【日常的に】

・児童の実態把握、支援の効果把握

【必要に応じて】

・担任サポート（相談・支援方法のアドバイス）
・保護者との連絡調整（面談、不安解消、懇談への立会）

・関係機関との連絡調整

・PTA広報への情報提供

（3）成果

- ・支援情報が蓄積され、一貫した支援により意欲的に学習する児童が増えた。
- ・関係機関との連携が進み、共通理解の下に児童・保護者の支援が可能になった。
- ・児童の障害を理解し、学校と共に取り組んでいこうとする保護者が増えてきた。

※1：支援の形態

- ①担任が一斉指導の中で配慮
- ②担任が一斉指導の中で個別に配慮
- ③TTや少人数指導の際に個別指導
- ④特別支援教育学級弾力的運用の時間等を活用して個別指導
- ⑤通級指導教室（他校）を利用
- ⑥その他、校内人材（図書館司書や教育相談員、サポート人材）の活用

※2：「個人ファイル」には、「気づき票」「児童の個別の支援シート」「支援の経過」「支援のまとめ」「フェイスシート」「保護者との懇談記録」「サポートブック」（パニックが起きたときの対応法等、有効だと認められた支援策をまとめたもの）等を保管。

（平成18年度「文部科学時報」(10月10日号)より）

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、すべての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校（知的障害）における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界等と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

近年の特別支援教育に係る主な定数改善の状況

1. 小・中学校等の通級指導の充実のための定数改善・・・ 2922人

【小・中学校】

平成 4年度～平成11年度	1717人
平成18年度	282人
平成19年度	258人
平成20年度	171人
平成21年度	300人
合 計	2728人

【特別支援学校(小・中学校に在籍する聴覚障害者への通級指導対応のための教員)】

平成13年度～平成17年度	194人
---------------	------

2. 特別支援学校のセンター的機能の充実のための定数改善・・・ 88人

【特別支援学校】

平成19年度	53人
平成21年度	35人
合 計	88人

3. その他・・・ 1069人

【特別支援学校 小学部・中学部】

平成13年度～平成17年度	720人
(内訳)	
教頭複数配置	105人
重度・重複化対応	130人
生徒指導担当の充実	104人
自立活動担当の充実	193人
養護教諭	188人

【特別支援学校 高等部】

平成13年度～平成17年度	302人
(内訳)	
教頭複数配置	6人
進路指導・教育相談の充実	89人
自立活動担当の充実	193人
養護教諭	14人

【小・中学校】

平成21年度 養護教諭	47人
-------------	-----

「特別支援教育支援員」の地方財政措置について

現状 学校教育法の改正により、平成19年4月からは、小・中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことが明確に位置付けられた。また、発達障害者支援法においても、円滑な社会生活の促進のため、発達障害の早期発見・早期支援の重要性にかんがみ、必要な措置を講ずることが明確に規定されている。

平成19年度より公立小・中学校における特別支援教育支援員配置に係る経費の地方財政措置を開始

< 地方財政措置概要 >

措置開始時期	平成19年度より
平成20年度措置額	約360億円（市町村分）
特別支援教育支援員数	平成20年度 30,000人相当

（全公立小・中学校数に相当）



障害のある幼児への支援の必要性

幼稚園における現状と課題

- ・ 幼稚園における障害のある幼児の増加への対応の必要性
- ・ LD、ADHD、自閉症等の発達障害のある幼児へ支援体制構築の必要性
- ・ 幼児期からの適切な対応で二次的な障害※を予防する必要性

※二次的な障害とは、外見等で判断しにくい発達障害の場合、困難さを周囲から理解されにくいことに起因する本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題をいう



幼稚園まで地方財政措置を拡充



特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置を公立小・中学校に加え、新たに公立幼稚園まで拡充。

< 特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置の概要 >

措置開始時期	平成21年度より
平成21年度措置予定額	
公立小・中学校	約360億円（市町村分）
特別支援教育支援員数	約30,000人 （全公立小・中学校数に相当）
公立幼稚園	約 27億円（市町村分）
特別支援教育支援員数	約3,800人 （全公立幼稚園数の7割に相当）

公立小・中学校における特別支援教育支援員(介助員及び学習支援員等)活用状況

都道府県		活用人数			公立小・中学校 設置数 (20.5.1)
		平成18年5月1日時点	平成19年7月1日時点	平成20年5月1日時点	
1	北海道	404	588	819	1,967
2	青森県	116	128	187	535
3	岩手県	126	161	252	613
4	宮城県	242	294	331	672
5	秋田県	194	245	295	397
6	山形県	87	115	182	471
7	福島県	181	239	292	770
8	茨城県	373	452	731	804
9	栃木県	513	555	581	576
10	群馬県	344	396	531	516
11	埼玉県	971	1,096	1,186	1,249
12	千葉県	762	1,048	1,080	1,235
13	東京都	2,145	2,818	2,629	1,947
14	神奈川県	1,603	1,977	1,838	1,278
15	新潟県	878	959	1,007	795
16	富山県	40	115	223	289
17	石川県	79	133	169	332
18	福井県	170	197	219	294
19	山梨県	133	146	198	310
20	長野県	299	336	494	585
21	岐阜県	397	647	705	574
22	静岡県	604	729	806	798
23	愛知県	506	712	953	1,399
24	三重県	635	760	809	605
25	滋賀県	157	209	292	335
26	京都府	165	331	340	611
27	大阪府	1,300	1,468	1,950	1,488
28	兵庫県	1,421	1,597	1,494	1,175
29	奈良県	106	229	269	324
30	和歌山県	91	99	151	433
31	鳥取県	43	51	69	222
32	島根県	207	232	262	356
33	岡山県	473	510	576	593
34	広島県	708	753	784	831
35	山口県	228	283	368	525
36	徳島県	67	159	196	364
37	香川県	54	72	145	278
38	愛媛県	243	257	303	500
39	高知県	36	36	125	426
40	福岡県	350	386	526	1,115
41	佐賀県	89	122	181	288
42	長崎県	164	179	280	597
43	熊本県	161	236	345	628
44	大分県	81	103	226	488
45	宮崎県	69	100	159	410
46	鹿児島県	26	31	196	865
47	沖縄県	159	197	338	438
合 計		18,200	22,486	26,092	32,301

特別支援教育支援員の活用事例

<事例1>

NPO法人と協働で行う支援事業の取り組み

東京都港区

1. NPO法人と協働で行う支援事業の構想

港区では、特別支援教育推進の一環として、港区内の小・中学校に学習支援員を派遣している。LD等を含めて障害のある児童生徒は、日々、目に見えない壁にぶつかっているが、周囲の適切なサポート等により、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服していくことができる。学習支援員は、担任と協力して、児童生徒の生活や学習を支援することになる。そのため、学習支援員には、子どもたちが何に困っているのか、その原因は何か、どのような支援をすればいいのかといった知識と実務訓練が必要である。そこで、港区では、NPO法人との協働事業を推進し、学習支援員の養成、学習支援員の学校派遣、児童生徒一人一人の状況に応じた教材開発、相談活動等の充実を図っている。

2. 教育委員会とNPO法人の協働事業の内容

LD等を含めて障害のある児童生徒が通う学校では、担任を中心に教育活動が展開され、管理職や特別支援教育担当者・養護教諭等がその活動を組織的に支援している。さらに学校を外部から支援する役割として、特別支援アドバイザー（学識経験者）やスクールカウンセラーが児童生徒の生活や学習の様子を観察し、学校に指導・助言する仕組みを整えている。港区ではこれに加え、協働事業者のNPO法人が「個別支援室」を運営し、以下の取組を行っている。

(1) 学習支援員の養成と学校派遣

14 日間の養成講座を開講し、特別支援教育の仕組みや港区の現状と取組、発達障害に関する基礎知識等の講座を受講した者を学習支援員候補者として登録する。この受講者の中から、学校への学習支援員派遣を行う。

※1時間 1,500円で1日6時間（交通費含む）日数は学校からの要請による。地域の方や学生、保護者の方々などである。

(2) 相談事業

個別支援室では、専門の相談員が保護者や学校の相談を受けている。その結果として学習支援員の派遣が決定すると、相談員は学校で作成する個別の教育支援計画を基に、当該児童生徒の学習支援概要を作成し、派遣に向けた準備を行う。

(3) 教材開発

LD等を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難に対して必要な支援のための教材開発を行う。

3. 学習支援員受入れについて

学校では、学習支援員の受入れに当たっては、特別支援教育に関する校内委員会や専門家による指導・助言等により当該児童生徒の教育的ニーズを把握し、学習支援員受入れに関する打ち合わせを行っている。また、教職員の共通理解や協力体制の充実を図るとともに、保護者への理解啓発にも努めている。

区独自の学習支援講師配置事業

東京都江東区

1. 学習支援講師配置事業

(1) 学習支援講師の派遣

現在最も多い申請理由は、発達障害によると思われる学習上の困難に対する支援である。学習支援講師の配置に当たっては、派遣申請のあった全ての学校に指導主事が視察に行き、児童生徒の実態及び学校の指導体制を把握し、講師を適切に派遣している。

(2) 支援内容

学習支援講師は、主に、学級担任等の補助者として当該児童生徒を支援しているが、派遣対象の児童生徒の学習等を支援するだけでなく、他の児童生徒の学習環境を確保している。特に、友達とトラブルが起きやすい休み時間にも支援に当たっている。数年にわたって同じ学習支援講師が関わることにより、その児童生徒の生活に落ち着きが見られるようになり、集団での学習に適応することができるようになったという成果が数多く報告されている。

(3) 派遣実績

週当たり4時間から24時間と児童生徒の状況によって配置時数に差はあるが、平成18年6月末現在、学習支援講師を配置している公立学校は38校で、対象児童生徒数は116名おり、昨年度に比べて9校、25名の拡充を図っている。

2. 活用事例

(1) 小学校

① 低学年事例

児童Aは、集団行動に課題があり、現在、週14時間支援を受けている。基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けることを重視し、担任と連携して学習等に対する意識付けを行っている。講師の支援により、入学当時から比べると授業中に集中できるようになり、保護者も大変喜んでいますが、物事に一人で取り組むには、まだ時間がかかる。

② 低学年事例

児童Bは、多動性があり、友だちとのトラブルがあることから、現在、週9時間支援を受けている。講師による集合、整列、作業の始めの個別指導により、集団に適応できるようになってきた。

③ 中学年事例

児童Cは、友だちとのコミュニケーションに課題がある。学習支援講師との関わりは3年目で、週6時間支援を受けている。算数の授業では、担任と連携して支援体制を組み、児童Cに応じた学習課題に取り組んでいる。講師がいる時は、落ち着いて学習に取り組んでいるが、いない時には、担任による個別指導が必要である。

④ 高学年事例

児童Dは、多動性があり、友だちとのトラブルがあることから、現在、週9時間支援を受けている。講師が付き添い、受容的な態度で接することによって、活動に落ち着いて取り組めるようになり、友だちとのトラブルが少なくなってきた。

(2) 中学校

① 事例1

生徒Eは、広汎性発達障害が疑われ、現在、週8時間支援を受けている。講師と生徒の信頼関係が厚く、生徒が感情をコントロールすることが困難な場面でも、コミュニケーションを図ることにより、落ち着きを取り戻すことができるようになった。学習に取り組む姿勢が確実に向上し、他の生徒の理解も深まっている。

② 事例2

生徒Fは、多動性があり、基本的な生活習慣が十分に身につけていないため、現在、週8時間支援を受けている。講師が生徒に寄り添い、授業中、休み時間にも丁寧な指導に当たっている。水泳をはじめ、授業において個別指導を行うことによって、苦手な教科についても意欲的に取り組む姿勢が見られるようになった。

「いきいき学級支援員」設置事業

京都府宇治市

1. 取組の内容について

(1) 目的

発達障害など、特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍する学級や、正常な学級運営が困難な学級に一定期間支援員を配置し、具体的な支援策を明らかにして、児童生徒や教員（担任）を支援することにより、学級の運営を円滑にすることを目的とする。

(2) 対象学級

- ① 発達障害のある児童生徒が在籍する学級において、学級運営上特別な教育的支援が必要な状況が発生し、支援員を配置することにより課題解決を図ることができる学級
- ② 落ち着きがない子や言動が荒い子、過剰に1対1の関わりを求めたがる子、授業中に立ち歩く子、教室を離れがちの子などが在籍する学級において、支援員を配置することにより課題解決を図ることができる学級

(3) 配置の手続き

- ① 学校長からの配置要望
- ② 指導主事による該当学級の参観
- ③ 学校長及び担任と教育委員会の協議
- ④ 「いきいき学級支援員」の配置申請書、活用計画書及び対象児童生徒のアセスメント票、個別の支援プログラムの提出（学校長より教育委員会へ）
- ⑤ 教育委員会による配置決定
- ⑥ 「いきいき学級支援員」推薦書（学校長）及び採用願（支援員）を教育委員会へ提出
- ⑦ 教育委員会による「採用通知書」発行及びボランティア保険加入の手続き
- ⑧ 「いきいき学級支援員」活用報告書及び「いきいき学級支援員」従事報告書を市教委へ提出

※支援員は一般の方で、必要な資格等は教員免許を要件としており、1日4時間で1時間につき700円の報償費を支給。

2. 小学校における発達障害のある児童（1年生）への支援員配置事例

(1) 児童の様子

- ① 頻繁に教室を離れがちで、時には、学校外へ出ることもある。
- ② 教室内でも立ち歩き等が多く見られ、授業を中断することがある。
- ③ 他の児童とコミュニケーションがうまく結ばず、けんかやいさかいになることがある。
- ④ 作業等の場面でも集中力がなく、すぐ飽きてしまう。

(2) 学級の様子

- ① 本児への個別指導が必然的に多くなり、学級全体の把握ができにくい状況がある。
- ② 本児の行動に追随する児童が出てきている。

(3) 関係機関との連携

- ① 宇治市特別支援教育推進委員会の事業である「巡回相談」を受ける。本児の主訴、アセスメント票から課題克服に向けて支援計画を立てる。
- ② 通級指導教室での相談を進める。
- ③ 児童相談所との連携を進める。家庭における本児と義父の関係から虐待がないか見守る。
- ④ 就学前教育機関との連携を図る。

(4) 「いきいき学級支援員」の活用内容

- ① 本児の個別支援を通して、人間関係の構築に努め、自分の気持ちを言葉で表現するように支援する。
- ② 本児の得意な分野を通して「ほめる」ことを心がけ、やる気を引き出せるように支援する。
- ③ 危険なことや許せない行動に対して、毅然とした態度で指導する。
- ④ 授業中は、教室での学習を原則とし、学習に向かうよう言葉かけを続ける。教室から出る場合は、必ず同行する。
- ⑤ 休憩時は少し距離を置きながら見守り、他の児童との関係で必要に応じて言葉かけをする。

知的障害特別支援学級、肢体不自由特別支援学級での支援活動

松山市立雄新中学校

1. 学校生活支援員の配置

本校には知的障害特別支援学級と肢体不自由特別支援学級が設置され、各1名の支援員が配置されている。学校生活支援員は、1日3.5時間、週17.5時間が勤務条件である。2名の支援員は、それぞれ「知的障害特別支援学級」と「肢体不自由特別支援学級」の任務を負っているが、「学校生活支援員」として配置されているので、必要に応じて支援の必要な時間帯を調整しながら互いの職務を補完し合っている。

2. 知的障害特別支援学級での支援活動

(1) 教科指導教員が行う時間の支援

これまでは教科指導教員と学級担任とがティームティーチングで授業を行うことが多かったが、学級担任に代わって支援員がティームティーチングを行うことにより、担任の教材研究や新たな活動のアイデア研究等の時間の確保が容易になった。

また、学級担任が参加しないことで、教科指導の主体性が保たれるとともに、学級担任とは違った雰囲気の中で生活できるため、新たな興味・関心を喚起することができている。

「英語」では、言語障害を伴う生徒に対してより多くの時間の支援が可能になったことで、自信をもって英語の授業に取り組めるようになった。また、ゲームや会話練習を支援することにより、他人と十分にかかわる喜びをもたせることができ、楽しい学習の雰囲気づくりに貢献している。

「理科」では、グループごとの実験を多く取り入れることができるようになり、意欲の向上に大いに貢献している。支援がなければ使用がためられる顕微鏡や薬品、ガラス器具やガスバーナー等の使用が十分可能になり、実験を行ったり器具を安全に使用したりする能力が向上した。

「保健体育」は、技能の低い生徒の授業への関心・意欲の低下が心配される教科であるが、励ましや試技の補助等への積極的な支援が可能になり、一層意欲的に活動するようになってきた。

(2) 複数の手順が同時に行われる作業学習や、個別指導が特に必要となる場面での支援

「塗装」「織物」「紙・竹工芸」を中心とした作業学習を取り入れている。支援員がいることで、一方が共同作業に参加できるので、生徒の意欲を喚起でき、連続2時間の授業を非常にスムーズに進めることができている。

「織物」では、古い布を裂いて横糸に利用する裂き織を簡易織機を使って行っている。作業工程には、縦糸かけ、布裂き、織り、織り端の始末、片付け等があるため進度に個人差が生じ、同じ作業をするようにはならない。しかし、支援員がつくことで進度に合った指導ができ、集中力や持続力を育てることができている。

「紙工芸」については班活動を導入している。牛乳パックを使った紙漉きを行っているが、作業工程が単純であるため、暇をもて余す生徒が出てくる。そこで、少人数に分けることによりこれを解決しているのであるが、このような活動には支援員の存在が不可欠である。指導者の目が自分から離れてしまうことを、特別支援学級の生徒は最も嫌う。見てもらっていることの安心感や適度な緊張が一層のやる気を引き起こさせるのである。

「音楽」では、ギターやトーンチャイムの演奏を行っている。上達には大きな差があるが、個人練習をさせることが難しいため、支援員の存在は非常にありがたい。生徒に興味を失わせることなく、一人で指導する時間の半分以下の時間で曲を完成させることができる。協力して仕上げた実感を得ることができるのが合奏のよさであり、仕上がったときの生徒の喜びには想像以上のものがある。

「数学」では将来を考えて、計測、分類、計算等、生活に密着した学習を行っているが、大きな成果を上げることができているのは支援員あってのことである。作業的な学習や体を動かして行う学習を重視している本校では、支援員の存在は大きい。

(3) 学校行事や校外学習での支援

大規模な活動や初めての場所で活動をするときに、生徒はよく戸惑いの表情を見せる。大きな動きの中であって、自分の存在を認識できないことからくる不安であると考えるが、支援員のかかわりは保護者にも安心を与えている。

(例) 体育大会での支援

体育大会では次の支援を行っている。・基本的には見守ることを主として、最小限度の声か

けや補助を行っている。このような場での指示は口頭で行われるため、集合場所や準備物等の確認が支援員の大切な仕事である。体育大会当日は、主として集団に入りにくい生徒の支援を行っているが、所属する学年の応援への支援を行うことにより、大きな集団への所属を実感させることができている。教員でもなく保護者でもない立場である支援員の存在を、生徒は「信頼できる仲間」ととらえており、競技の報告をしたり昼食を一緒に摂ることを約束したりする等、支援員に高い信頼感を示している。

(例) 校外学習での支援

〈他校との交流〉

各学期に他校との交流活動を行っている。ときには倍以上の児童生徒が教室に集まるため、歓迎のリハーサルをしていても当日はパニックに陥り、手順を忘れてしまうことがよくある。生徒を落ち着かせ、スムーズな交流を図る支援を行うことで、自信と満足感をもたせることができている。

〈農業体験〉

5月には玉葱収穫作業を行い、一輪車で何度も往復し山積みになるほどの収穫をしたが、ほとんど休憩をとることなく精力的に収穫、運搬、後始末まで行うことができた。鎌を使用するため、体験のない生徒には十分な安全への配慮が必要である。作業は重労働であったが支援活動が極めて効果的であった。

〈スポーツおよび社会体験〉

今年度は6月にボウリング、7月には公共のプール、11月には公衆浴場、2月にはウィンタースポーツ（スキーまたはスケート）、3月には生徒に希望を取り校外学習をする等、順次実施している。スポーツ活動を中心とした校外学習をふんだんに実施できるのは、支援員制度があり生徒を安心して引率できるからである。また、支援員はそれぞれに卓越した特技をもっており、そのことでも特別支援教育に大きな成果を上げている。

3. 肢体不自由特別支援学級での支援活動

(1) 移動

肢体不自由特別支援学級には車椅子・PCW（歩行器）と自立歩行を使い分けながら生活できる生徒、車椅子が移動手段の生徒がいる。各生徒とも通常の高等学校への進学を希望しており、交流学級で授業を受けることが多い。階が違うため移動の付き添いが必要であり、原則として担任と2人の支援員が時間の都合をつけながら補助を行っている。

自立歩行のできる生徒への配慮は階段昇降時の転倒防止、車椅子の生徒への配慮は、2階への教室移動の際の車椅子の担ぎ上げであり、男性教諭の協力を得ながら行っている。

(2) 授業への支援

授業中の支援については、極力控えることにより自立をうながしている。これは、昨年度在籍していた上半身に麻痺のある生徒に対して手をかけすぎて、集団への参加を遅らせたり依頼心を生んだりしたとの反省が、支援員との話し合いで出されたためである。各生徒については、必要な援助を自分で他に求めるよう指導している。

校内支援体制づくり

広島市立亀山南小学校

1. 特別支援教育アシスタントの配置

本事業は、平成12年度から「障害児教育推進支援事業」として、通常の学級に在籍する肢体不自由児童生徒に対して支援を行っている。

2. 校内支援体制づくり

(1) 学校経営の基本的な考え方

本校は、児童数564名、通常の学級18学級、特別支援学級2学級（知的、情緒）である。ここ数年、授業中立ち歩いたり、乱暴な言葉を使ったり、教室から出ていってしまったりする児童が複数名見られ、特別支援教育を組織的に行う必要性を痛感している。

このような学校の実態から、学校経営方針の中で、次の二点について提示した。

①特別支援教育の推進は、特定の者、一部の者が担うのではなく、学校全体で取り組んでいく。

②全教職員が特別支援教育の研修に取り組む。

また、「特別支援委員会規約」を作成し、「①趣旨」「②所掌事務」「③構成員」等を明示し、「④研修計画と内容」について検討し実施している。

(2) 校内委員会の運営

①趣旨

本校では、平成16年度より広島市教育委員会の施策を受けて、特別支援教育コーディネーターを指名し、特別支援委員会を設置している。委員会は月1回を原則に、必要が生じたときに、関係者が集まり開催することにしており、疾病や傷害のある児童、不登校及び不登校傾向の児童、その他教育上特別な支援を必要とする児童の指導・支援の方向性等を審議する中心的な役割を担っている。

②所掌事務

- ・支援案の審議
- ・教職員に情報提供する内容と配慮事項の整理と審議
- ・研修の企画・運営
- ・特別支援教育アシスタント、ふれあいひろば推進員（不登校児童支援員）等の配置計画

③ 構成員

校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、特別支援学級担任、下学年各一名

④研修計画と内容

【第一回】（5月）

臨床心理士を講師とし、支援を必要とする児童へのより効果的な指導及びかかわり方の研修

【第二回】（7月）

大学教員で授業における工夫に関して造詣の深い方を講師とし、授業公開と授業研究の方策についての研修

【第三回】（夏季休業中）

大学教員でLD等の対応に造詣の深い方を講師とし、特別支援教育全般に関する研修に全員参加したことにより、特別支援教育に対する共通認識が深まったことはもちろんのこと、連帯感を得ることができた。